



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年6月11日火曜日 第2477号

◇ 目 次 ◇

保安林の指定の解除..... (森林整備課) ... 461
 基本測量の実施の通知..... (道路維持課) ... 461
 土地改良区役員の就退任の届出..... (中予地方局農村整備第一課) ... 461
 土地改良区連合の定款変更の認可..... (") ... 462
 道路の区域変更(県道大洲野村線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 462
 道路の供用開始(県道串内子線)..... (") ... 462

公 告

クリーニング師試験の施行..... (業務衛生課) ... 462
 労働委員会第41期委員候補者の推薦..... (労政雇用課) ... 462
 職業訓練指導員試験の実施..... (") ... 465

選挙管理委員会告示

愛媛県選挙事務執行規程の一部改正..... (選挙管理委員会) ... 465
 政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部訂正..... (") ... 466

告 示

○愛媛県告示第710号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、
 次のように保安林の指定を解除する。

平成25年6月11日

愛媛県知事 中村時広

- 解除に係る保安林の所在場所
西条市小松町石鎚字湯浪3782・3908(以上2筆について次の図
に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
送電変電設備用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び西条市役所に
備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第711号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、
 国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通
 知があった。

平成25年6月11日

愛媛県知事 中村時広

- 作業種類 基本測量「電子国土基本図(地図情報)」修正測量
- 作業期間 平成25年6月28日から
平成26年3月31日まで
- 作業地域 県内全域

○愛媛県告示第712号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、
 東温市南野田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任し
 た旨の届出があった。

平成25年6月11日

愛媛県中予地方局長 松森陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	束 村 義 清	東温市南野田230番地
"	宮 崎 政 男	東温市南野田108番地 1
"	東 洋	東温市南野田551番地
"	明 賀 幹 則	東温市南野田452番地 1
"	池 田 浩 二	東温市南野田476番地 3
"	明 賀 正 宏	東温市南野田330番地
"	明 賀 安 広	東温市南野田547番地
"	桐 野 彰 紀	東温市南野田644番地
監 事	束 村 正 嗣	東温市南野田231番地
"	高 橋 真 也	東温市南野田43番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	明 賀 正 宏	東温市南野田330番地
"	束 村 義 清	東温市南野田230番地
"	坂 本 武 義	東温市南野田283番地
"	宮 崎 政 男	東温市南野田108番地 1
"	高 橋 晃 治	東温市南野田109番地 1
"	藤 岡 良 信	東温市南野田500番地 2
"	明 賀 安 広	東温市南野田547番地
"	桐 野 彰 紀	東温市南野田644番地
監 事	束 村 正 嗣	東温市南野田231番地
"	宮 崎 泰 成	東温市南野田606番地 1

○愛媛県告示第713号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、重信川菖蒲堰土地改良区連合の定款

の変更を認可した。

平成25年 6月11日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

○愛媛県告示第714号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 6月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲野村線	大洲市松尾18番1から 同市松尾17番21まで	旧	メートル 12.8～25.0	キロメートル 0.054	
			新	13.0～23.0	0.054	
県 道	大洲野村線	大洲市松尾17番19から 同市松尾17番17まで	旧	10.6～14.8	0.046	
			新	10.6～13.5	0.046	

○愛媛県告示第715号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 6月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	串内子線	喜多郡内子町内子3846番から 同町内子3847番まで	平成25年 6月11日

公 告

○公 告

クリーニング師試験の施行について

クリ－ニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定による平成25年度クリーニング師試験を次のとおり施行する。

平成25年 6月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 試験の日時
平成25年 8月29日（木）午前 9時
- 2 試験の場所
 - (1) 学科試験
松山市三番町七丁目 6 番地 9 愛媛県薬剤師会館
 - (2) 実地試験
松山市三番町七丁目 6 番地 9 愛媛県薬剤師会館
- 3 受験願書の提出期間
平成25年 7月22日（月）から29日（月）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 4 受験願書の提出先
県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者

については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。

○公 告

愛媛県労働委員会第41期委員候補者の推薦について

第40期愛媛県労働委員会委員の任期が平成25年 8月28日で満了するので、労働組合法（昭和24年法律第 174号。以下「法」という。）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号。以下「政令」という。）第21条第1項の規定により、愛媛県労働委員会の労働者委員又は使用者委員の候補者を推薦する資格を有する労働組合又は使用者団体は、それぞれの次期委員候補者を次により推薦してください。

平成25年 6月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 推薦者の資格

- (1) 労働者委員の候補者について推薦資格を有する労働組合は、法第5条第1項の規定による法第2条及び第5条第2項の規定に適合するとの立証を受けている労働組合であり、かつ、愛媛県の区域内のみに組織を有するものです。

(2) 使用者委員の候補者について推薦資格を有する使用者団体は、労働問題を取り扱うことを主な目的としているか、又は業務の主要な部分としている使用者団体であり、かつ、愛媛県の区域内のみに組織を有するものです。

2 被推薦者の資格

法第19条の4第1項に規定する者に該当する者は、委員となることができません。

なお、公共企業体等の職員、国家公務員又は地方公務員が委員に任命される場合は、その身分関係を規律する他の法律の規定により制約を受けます。

3 推薦期間

平成25年6月12日（水）から27日（木）まで

4 推薦方法

推薦書（別記様式）を平成25年6月27日（木）までに愛媛県経済労働部管理局労政雇用課へ到着するよう提出してください。

なお、推薦書には、次の書類を添付してください。

(1) 労働組合については、政令第21条第3項の規定による愛媛県労働委員会の証明書

(2) 次の事項を記載した委員候補者の履歴書

ア 氏 名

イ 生年月日

ウ 本 籍

エ 現 住 所

オ 学 歴

カ 経 歴

別記様式（4関係）

推 薦 書

年 月 日

愛媛県知事 様

所在地

労働組合又は使用者団体の名称

代表者氏名

印

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項

の規定により、愛媛県労働委員会 { 労働者委員 } の候補者として次
 { 使用者委員 }

の者を推薦します。

氏 名	年齢	所 属 労 働 組 合 又 は 所 属 会 社 及 び そ の 地 位	労働組合法(昭和24年 法律第174号)第19条の 4第1項該当の有無

注 不要の文字は、抹消すること

○公 告

職業訓練指導員試験の実施について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定に基づき、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成25年 6月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験を実施する職種

(1) 学科試験（関連学科及び指導方法）を実施する職種
機械科、和裁科、木工科及び配管科

(2) 学科試験（指導方法）を実施する職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11に掲げる全職種（(1)に掲げる職種を除く。）

2 試験の実施期日

平成25年 9月21日（土）

3 試験の実施場所

松山市久米窪田町337番地 1

テクノプラザ愛媛

4 受験申請書の提出期間

平成25年 7月18日（木）から 7月26日（金）までとする。

ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

5 受験申請書の提出先

松山市一番町 4丁目 4番地 2

愛媛県経済労働部管理局労政雇用課

6 合格発表

平成25年10月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知する。

7 その他

(1) 受験手続の詳細を記載した受験案内及び受験申請書は、労政雇用課において交付する。

なお、郵送を希望する者は、宛先を明記し、120円分の郵便切手を貼った返信用封筒を同封の上、労政雇用課へ申し込むこと。

(2) この試験についての問合せは、労政雇用課職業訓練グループ（電話（089）912 - 2504）にすること。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第38号

愛媛県選挙事務執行規程（平成12年 3月愛媛県選挙管理委員会告示第26号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成25年 6月11日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(不在者投票施設の指定の基準)</p> <p>第17条の4 政令第55条第2項及び第4項第2号(他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。)の規定により県委員会が指定する病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設(以下「指定病院等」という。)の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院でおおむね<u>30人以上</u>の患者を入院させるための施設を有するもの又は介護老人保健施設で入所定員がおおむね<u>30人以上</u>の規模を有するもの。</p> <p>(2) 老人ホームで入所定員又は入居定員がおおむね<u>30人以上</u>の規模を有するもの。</p> <p>(3) 原子爆弾被爆者養護ホームで入所定員がおおむね<u>30人以上</u>の規模を有するもの。</p> <p>(4) 身体障害者支援施設で入所定員(通所者に係る入所定員を除く。)がおおむね<u>30人以上</u>の規模を有するもの。</p> <p>(5) 保護施設でおおむね<u>30人以上</u>の人員(通所者に係る人員を除く。)を入所させることができる規模を有するもの。</p> <p>(6)~(8) 省略</p> <p>2 省略</p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、同項第6号から第8号までの基準に適合している病院等であって県委員会が特に認めるものについては、同項第1号から第5号までの基準を適用しない。</u></p>	<p>(不在者投票施設の指定の基準)</p> <p>第17条の4 政令第55条第2項及び第4項第2号(他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。)の規定により県委員会が指定する病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設(以下「指定病院等」という。)の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院でおおむね<u>40人以上</u>の患者を入院させるための施設を有するもの又は介護老人保健施設で入所定員がおおむね<u>40人以上</u>の規模を有するもの。</p> <p>(2) 老人ホームで入所定員又は入居定員がおおむね<u>40人以上</u>の規模を有するもの。</p> <p>(3) 原子爆弾被爆者養護ホームで入所定員がおおむね<u>40人以上</u>の規模を有するもの。</p> <p>(4) 身体障害者支援施設で入所定員(通所者に係る入所定員を除く。)がおおむね<u>40人以上</u>の規模を有するもの。</p> <p>(5) 保護施設でおおむね<u>40人以上</u>の人員(通所者に係る人員を除く。)を入所させることができる規模を有するもの。</p> <p>(6)~(8) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(新設)</p>

○愛媛県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、次に掲げる政治団体から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成23年11月愛媛県選挙管理委員会告示第72号及び平成24年11月愛媛県選挙管理委員会告示第70号）別記の一部を次のとおり訂正する。

平成25年6月11日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の収支報告書の要旨

第12条関係

平成23年分

政党支部

(訂正後)

政治団体の名称 自由民主党愛媛県石油販売業支部

報告年月日 H24.3.12

1 収入総額	100,106 円
前年繰越額	50,050 円
本年收入額	50,056 円
2 支出総額	0 円
3 翌年繰越額	100,106 円
4 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(40人)	50,050 円
その他の収入	6 円
1件10万円未満のもの	6 円

(訂正前)

政治団体の名称 自由民主党愛媛県石油販売業支部

報告年月日 H24.3.12

1 収入総額	100,108 円
前年繰越額	50,052 円
本年收入額	50,056 円
2 支出総額	0 円
3 翌年繰越額	100,108 円
4 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(40人)	50,050 円
その他の収入	6 円
1件10万円未満のもの	6 円

その他の政治団体

(訂正後)

政治団体の名称 愛媛県商工連盟連合会宇和島支部

報告年月日 H24.6.29

1 収入総額	1,135,982 円
前年繰越額	359,672 円
本年收入額	776,310 円
2 支出総額	715,840 円
3 翌年繰越額	420,142 円
4 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(59人)	590,000 円
借入金	84,280 円
宇和島商工会議所	84,280 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	102,000 円
日本商工連盟	102,000 円
その他の収入	30 円
1件10万円未満のもの	30 円
5 支出の内訳	
経常経費	33,660 円

事務所費	33,660 円
政治活動費	682,180 円
組織活動費	109,080 円
寄附・交付金	510,000 円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	510,000 円
その他の経費	63,100 円

(訂正前)

政治団体の名称 愛媛県商工連盟連合会宇和島支部

報告年月日 H24. 6. 29

1 収入総額	1,051,702 円
前年繰越額	359,672 円
本年収入額	692,030 円
2 支出総額	631,560 円
3 翌年繰越額	420,142 円
4 本年収入の内訳	
個人の党費・会費(59人)	590,000 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	102,000 円
日本商工連盟	102,000 円
その他の収入	30 円
1件10万円未満のもの	30 円
5 支出の内訳	
経常経費	33,660 円
事務所費	33,660 円
政治活動費	597,900 円
組織活動費	24,800 円
寄附・交付金	510,000 円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	510,000 円
その他の経費	63,100 円

平成22年分

政党支部

(訂正後)

政治団体の名称 自由民主党愛媛県石油販売業支部

報告年月日 H23. 3. 31

1 収入総額	102,701 円
前年繰越額	52,651 円
本年収入額	50,050 円
2 支出総額	52,651 円
3 翌年繰越額	50,050 円
4 本年収入の内訳	
個人の党費・会費(40人)	50,050 円
5 支出の内訳	
経常経費	52,651 円
事務所費	52,651 円

(訂正前)

政治団体の名称 自由民主党愛媛県石油販売業支部

報告年月日 H23. 3. 31

1 収入総額	102,703 円
前年繰越額	52,651 円
本年収入額	50,052 円
2 支出総額	52,651 円
3 翌年繰越額	50,052 円
4 本年収入の内訳	
個人の党費・会費(40人)	50,050 円

その他の収入	2 円
1件10万円未満のもの	2 円
5 支出の内訳	
経常経費	52,651 円
事務所費	52,651 円